

「国家税務総局
外国籍人員個人所得税個人記録資料の
管理強化に関する通知について」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

国家税務総局外国籍人員個人所得税個人 記録資料の管理強化に関する通知について

国税函[2006]58号

外国籍(香港、アモイ、台湾籍および華僑を含む。以下同じ)の人員の個人所得税徴収管理強化に関して、2006年1月23日付け国家税務総局通知により、2006年6月末までに各企業において当該外国籍の人員ごとに個人記録資料(原文; 档案資料)を整備、記録するよう通知されました。概要は以下のとおりです。

一、企業を単位として外国籍人員台帳を整備すること

基層税務機関は管轄区内の外国籍人員が就業している企業等に対して、人数の多少、長期駐在か短期滞在かを問わず、全ての企業ごとに外国籍人員の姓名(中外文)、国籍、職務、在任期間等の情報を含んだ管理台帳を整備すること

二、台帳管理に際しては「一人一档」管理を基礎とすること

基層税務機関は外国籍人員に対して企業ごとに整備した管理台帳をベースに「一人一档」の納税記録資料管理を実行する。個人台帳は以下の内容を包括する: 外国籍人員姓名(中外文)、性別、出生地(中外文)、出生年月日、国外住所(中外文)、派遣組織名称、国内任期あるいは労務期間、職務、居住期間、出入境期間、国内居住地、電話番号、郵便番号、収入金額、支払地、源泉徴収義務人、申告額、納税すべき金額、既納税金額、国庫収入時期などの情報

三、動態管理

企業ごとの外国籍人員管理台帳および外国籍人員「一人一档」の納税記録資料による動態管理を実践するために、外国籍人員の増減変化、職務変動、居住期間、出入境期間、収入変化など随時に記録資料を更新し、外国籍人員個人所得税管理の科学化、精細化を適切に実行する。

四、整備された台帳に対する審査

各地において税務総局の要求に従い、2006年6月末までに自律的に制度を完成させ、記録資料管理を強化すること。税務総局の「企業ごとに台帳を整備し、人毎に記録資料を整備する(原文; 以企業建台帳、按人建档案)」ことの要求に達していないものは、直ちに項目を整備し制度を整え、台帳管理、一人一档の管理目標を実現させること。

各地で外国籍人員個人所得税記録資料管理整備の状況の総括を行い、2006年7月31日までに税務総局(国際税務司)へ報告すること。

税務総局は2006年7月~12月において外国籍人員個人所得税記録資料管理強化に対する状況の審査および総括を行い、審査結果を通達する。